

川上診療所・寒川診療所からのお知らせ

◆新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症対策のため、発熱などの体調不良や咳、味覚・嗅覚の異常のある方、あるいはコロナ患者との濃厚接触が疑われる方は、受診する診療所へ必ず前もって電話連絡してください。また、来院される場合は、感染症拡大防止のため以下の注意事項について皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

注意事項

- ①必ずマスクの着用をお願いします。
- ②診療所の玄関先で係員がご案内するまでお待ちいただく場合があります。
- ③お車でお越しの場合は、車内にてお待ちいただく場合があります。
- ④診療時刻を指定させていただく場合があります。
※緊急を要する場合はこの限りではありません。

受付時間

- 川上診療所
月曜日から金曜日の9:00～11:30および13:00～16:30
※ただし、木曜日の午後および土日祝日、年末年始は休診のため除きます。
- 寒川診療所
月曜日から金曜日の9:00～11:30および13:00～16:30
※ただし、水曜日および土日祝日、年末年始は休診のため、また、火曜日および金曜日の午後は、出張診療のため除きます。

■お問合せ 川上診療所 ☎56-0396 / 寒川診療所 ☎58-0012

ひとり親家庭医療費受給者証の更新のお知らせ

現在お持ちのひとり親家庭医療費受給者証の使用期限は令和2年10月末日となっています。10月上旬に更新申請書を受給者の方々にお送りしますので、10月16日(金)までに役場窓口(住民課・中津支所・美山支所・寒川出張所)で更新の手続きを行ってください。(現在お持ちの受給者証は、11月以降使用できませんのでご注意ください。)



■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津支所 ☎23-9503 / 美山支所 ☎23-9505 / 寒川出張所 ☎58-0001

令和2年7月豪雨災害義援金 703,147円を被災地へ届けました

皆様のご厚志、誠にありがとうございました。
寄せられました義援金は、和歌山県を通じて被災地へお届けしました。

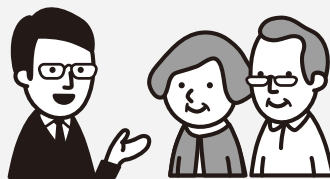


■お問合せ 総務課 ☎22-1700

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。



請求手続きはお早めに!

対象となる方

■高齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃に、**請求可能な旨のお知らせを送付**します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

年金給付金

検索



町税と水道料金がスマホアプリで 納付できるようになりました!

スマートフォン決済アプリを利用することで、いつでも、どこでも納付できる「スマートフォンアプリ収納」が利用可能となりました。



対象となる税目等

- 町県民税(普通徴収) ○ 固定資産税 ○ 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収) ○ 水道料金

利用できるスマートフォン決済アプリ

- PayPay ○ PayB ○ 支払秘書 ○ LINE Pay

スマートフォンアプリ収納を利用する場合の注意点

- 利用方法については、各アプリのホームページでご確認ください。
- 領収証書および軽自動車の車検用納税証明書は発行されません。必要な方は、納付書裏面記載の金融機関やコンビニエンスストアでお支払いください。
- 軽自動車の車検用納税証明書については、スマートフォンで納付後に必要となった場合、税務課窓口にて車検証の原本をお持ちいただくか、申請いただくことで発行することができます。
- 納付後の取り消し、変更はできません。使用した納付書は破棄するなど、二重納付にご注意ください。
- 納付の際の手数料はかかりません。アプリ使用時の通信料は利用者負担となります。

スマートフォンアプリ収納ができない納付書

- 納期限を過ぎた納付書
- 汚れや破損によりバーコードが読み取れない納付書
- バーコードが印字されていない納付書
- 金額を訂正した納付書
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書

■お問合せ 税務課 ☎22-8841 / 上下水道課 ☎22-4814